

地盤沈下対策事業

1. 趣 旨

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を回復し、または水源を転換する。

2. 事業内容

- (1) 地盤の沈下を防止するため、水源を地下水から地表水に転換する農業用排水施設の新設又は改修
- (2) 地盤沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地
ただし、その機能低下率がおおむね30%以上のものに限る。
- (3) (1) 又は (2) により整備された農業用排水施設の変更
ただし、当該施設の耐用年数が経過した以後において、地盤の変動が明らかに認められることによる効用の低下が発生している施設に限る。

3. 事業主体等

- (1) 事業主体 都道府県
- (2) 補助率 大規模（受益面積がおおむね400ha以上）55%
小規模（受益面積がおおむね20ha以上）50%

4. 平成18年概算要求額

3,379,000(3,246,000)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】

地盤沈下対策事業

1. 趣 旨

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を回復し、または水源を転換する。

2. 事業内容

- (1) 地盤の沈下を防止するため、水源を地下水から地表水に転換する農業用排水施設の新設又は改修
- (2) 地盤沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために行う農業用排水施設の新設又は改修、農道の改修、客土又は整地
ただし、その機能低下率がおおむね30%以上のものに限る。
- (3) (1)又は(2)により整備された農業用排水施設の変更
ただし、当該施設の耐用年数が経過した以後において、地盤の変動が明らかに認められることによる効用の低下が発生している施設に限る。

3. 事業主体等

- (1) 事業主体 都道府県
- (2) 補助率 大規模(受益面積がおおむね400ha以上) 55%
小規模(受益面積がおおむね 20ha以上) 50%

【担当課：農村振興局整備部防災課】